

粉じん特定施設一覧

(群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第5)

一	木材・木製品製造業の用に供する帯のこ盤、丸のこ盤及びかな盤	原動機の定格出力が二・二五キロワット以上であること。
二	強化プラスチック製品の製造の用に供する成型機	すべての規模
三	金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、強化プラスチック製造業又は自動車整備業の用に供する塗装被膜施設(空気圧縮機を使用するものに限る。)	空気圧縮機の定格出力が〇・七五キロワット以上であること。
四	穀物製粉施設	原動機の定格出力の合計が七五キロワット以上であること。
五	こんにゃく製粉施設	すべての規模